

<大阪市生涯学習推進員設置要綱>

(設置)

第1条 「生涯学習大阪計画」の実現をめざし、生涯学習の振興を図るために大阪市生涯学習推進員（以下「生涯学習推進員」という）を設置する。

(任務)

第2条 生涯学習推進員は、生涯学習の振興に関し、次の任務を行う。

- (1) 各種生涯学習事業への参画と協力
- (2) 市民に対する学習相談や情報提供、生涯学習についての啓発
- (3) 市民の学習ニーズの収集、人材の発掘
- (4) その他生涯学習の振興のために区長が定める事項

(委嘱)

第3条 生涯学習推進員は、委嘱予定者のうち、所定の講座を修了した者の中から、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 生涯学習推進員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、再任に際しては、委嘱予定者として3年次の研修を受講し、修了しなければならない。（後、6年・9年・12年…と3年毎の研修を受けることで継続することができる。）

(解嘱)

第5条 市長は、生涯学習推進員が次のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 生涯学習推進員としての職務が遂行できなくなったとき
- (2) 生涯学習推進員が辞退を申し出たとき
- (3) その他市長が必要があると認めたとき

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会と区長会議との協議を踏まえ、市長が定める。

(附則) この要綱は平成6年4月1日から施行する。

(附則) この要綱は平成19年4月1日から施行する。

(附則) この要綱は平成26年4月1日から施行する。